

2018年度「三菱UFJ国際財団留学生奨学金」募集要項

三菱UFJ国際財団は、アジア諸国を中心とした世界各国との相互理解、友好親善を促進し、国際交流を担うべき優秀な人材の育成に寄与する目的のため、下記の要領にて2018年度の奨学生の募集を行います。

記

1. 応募資格堪能

本奨学金の応募者は次の各号の資格を全て満たす者であること。

- (1) 下記アジア諸国(*)、並びに中国・韓国・台湾の国籍を有する私費留学生。
- (2) 三菱UFJ国際財団が指定する日本の大学に在籍している大学院課程（修士課程、博士課程）の正規学生で、主として法学、経済学、経営学等の社会科学系を学ぶ学生とするが、理科系を学ぶ学生の推薦も可。
- (3) 学業、人材共に優秀、かつ心身共に健康な者。
- (4) 他の奨学金を受けておらず、留学生活上経済的援助が必要な者。
- (5) 2018年4月1日現在満年齢30歳以下の者。（但し継続者は除く）
- (6) 「留学」の在留資格を有する者。
- (7) 日本語により日常生活を行なうことができる者。
- (8) 国際理解と親善に強い関心を持ち、国際社会発展に貢献する意欲の強い者。
- (9) 三菱UFJ国際財団が主催する公式行事に、原則必ず参加できる者。
- (10) 地域社会と独力で交流する意思を持つ者。
- (11) 在学する大学の学長又は指導教官の推薦する者。

- (*) フィリピン・タイ・マレーシア・シンガポール・ベトナム・インド・インドネシア・パキスタン・カンボジア・ラオス・バングラデシュ・モンゴル・ミャンマー・スリランカの各国

上記以外の国からの留学生についても、極力柔軟に採用を検討しますので、大学を通じて弊財団にご相談下さい。

2. 奨学金給付金額と給付期間

奨学金給付金額と給付期間等は下記の通り。本奨学金は返還の義務はありません。また、本奨学金の受給者は特定企業への入社等の付帯義務を負うものではありません。

(1) 給付金額 : 月額 130,000 円

(2) 奨学金支給期間 : 1 年間

(3) 支給年限の制限 :

修士課程・博士課程のどちらかのみとし、夫々の正規課程の最短修業年限（修士課程は2年生、博士課程は3年生）まで継続可。

また、昨年度募集要項にて説明の通り、募集方法の一部変更を行う計画があり、2018年度に採用された方が、2019年度以降継続できない可能性がありますので、了承の上応募してください。（「7.採用予定人員」参照）

尚、今回の2018年度募集については、2017年度以前に採用となった方の継続が、上記計画を理由に不可となることはありません。

(4) 支給方法 : 銀行口座振込み

第1回振り込み(7月初旬予定)で4カ月分(4月～7月)支給。

その後は、8月,10月,12月,2月に各2カ月分を支給。

3. 応募方法

応募者は次の書類を在籍大学経由当財団に提出すること。日本語学習途上の応募者を考慮し、書類は日本語版のみですが、各事項の記入について、英文も可とします。

(1) 初年度提出書

新規応募者は、下記の書類を在籍大学経由当財団に提出のこと。

- ① 2018年度奨学金申込書（所定用紙） 写真（5cm×3.5cm）貼付
- ② 身上書（所定用紙）
- ③ 履歴書（所定用紙）
- ④ 誓約書（所定用紙）
- ⑤ 研究計画書（所定用紙）
- ⑥ 学長または指導教官の推薦書（所定用紙）
- ⑦ 誓約書（所定用紙）
- ⑧ 当財団の個人情報の取り扱いについて（所定用紙）
- ⑨ 学業成績証明書（直近のもの、新入生は最終卒業校のもの）
- ⑩ 在留カード等コピー（在留資格明記のもの）
- ⑪ 健康診断書（最新のもの）

(2) 次年度以降提出書類

継続して2年以上奨学金給付を受けるものは、下記の書類を在籍大学経由当財団に提出のこと。

- ① 2018年度奨学金申込書（所定用紙） 写真（5cm×3.5cm）貼付

- ② 研究内容説明書（所定用紙）
- ③ 指導教官の研究成果報告書（所定用紙）
- ④ 誓約書（所定用紙）
- ⑤ 学業成績証明書（直近のもの）

（3）応募締切日

大学より当財団への推薦締切日 5月15日（火）

4. 選考及び結果の通知

- （1）大学の推薦に基づき、当財団にて書類選考と5月24日（木）或いは5月25日（金）に実施予定の面接により選考を行う。
- （2）奨学生の決定通知は6月5日（火）までに在籍大学を通じて行う予定。

5. 奨学金の休止又は停止

- （1）奨学生が、病気その他の理由により、学業又は課程を継続する見込みがない場合
- （2）学業成績不良になった場合
- （3）研究の指導教官から研究の継続に不適格と認められた場合
- （4）在籍大学の学籍を失った場合
- （5）素行不良、その他当財団が奨学金の支給を不適当と認めた場合は、奨学金の給付を休止または停止する。

6. 奨学金受給者の義務

- （1）奨学生は次の各号に該当する事情が生じた場合は（本人が病気などで届出が不可能な時は大学が）、遅滞なく当財団に届け出ること。
 - ① 1カ月以上欠席をしようとするとき
 - ② 休学・転学・転部・転科・留年又は退学が見込まれるとき
 - ③ 停学その他の処分を受けたとき
 - ④ その他提出済みの奨学生申込申請書類の記載事項に変更が生じたとき
- （3）当財団からの諸連絡に対して速やかに対応すること。
（返答等が遅れる場合がみられますので必ず守ること。各大学よりご指導ください。）
- （4）当財団の公式行事に出席すること。
（事前に実施時期を連絡しているにもかかわらず、学業以外の用件を理由

に欠席する例がみられますので、必ず留意してください。)

- (5) 大学院卒業後、または奨学金受給終了後も、OB/OGとして、当財団との連絡を維持すること。

7. 採用予定人数 募集大学毎に最大4名

- (1) 応募状況によっては、採用人数を4名未満とする場合があります。
- (2) 昨年度募集要項にて表明した計画(4名の内1名を弊財団が指定する海外大学からの留学生に充当する)については、実施準備が進んでおり、2019年度以降の採用人員が減少する可能性があります。この結果、2018年度に採用となっても、2019年度以降継続できない可能性が発生しますので、この点ご了承の上ご応募いただくようお願い致します。

尚、今回の2018年度募集については、2017年度以前に採用となった方の継続が、上記計画を理由に不可となることはありません。

8. 奨学金授与式

2018年度奨学金受給者に決定した学生(含む継続受給者)には6月下旬~7月上旬に奨学金授与式並びに懇親会を行う予定です。(出席必須)

9. その他

2018年度奨学生・奨学生OG/OG・当財団関係者による、日本伝統文化体験や社会学習も兼ねた懇親交流会を行います。(出席必須)

年2~3回程度、8~10月と2~3月に実施予定ですが、詳細は追って奨学生となった方々にご連絡します。

10. 応募書類提出先・連絡先

本募集要項に関する問い合わせ、並びに応募書類の提出先は、在籍大学の留学生窓口とします。ご質問等は各大学経由で当財団へご照会ください。

以上

〒105-0014 港区芝2-4-3

三菱UFJ国際財団 担当：岡花

TEL: 03-5730-0336